

農耕トラクターなどの

小型特殊自動車は **ナンバー登録**

大型特殊自動車は **償却資産の申告**が必要です！

農耕作業用自動車(コンバイン、トラクター等の乗用装置付)は、道路運送車両法により、最高速度が時速35km未満のものは小型特殊自動車の取り扱いとなり、公道走行の有無、中古、新車にかかわらず、ナンバープレートの交付申請手続きが必要です。

また、最高速度が時速35km以上の農耕車両は、大型特殊自動車に該当しますので、変更のお手続きが必要です。

小型特殊自動車(福智町への軽自動車税として申告が必要な車両)

特殊車の種類	自動車の構造及び原動機	要件	年税額
小型特殊自動車 (緑のナンバー)	乗用装置の付いた農耕トラクター、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が35km/h未満のもの。 ※大きさや排気量の制限はありません。	1,600円

※ 販売証明(農耕車両のメーカー名、車台番号、排気量、最高速度が分かるもの)、印鑑を持参のうえお手続きをお願いします。(本人以外がお手続きされる場合は委任状が必要)

大型特殊自動車(福智町への償却資産(固定資産税)として申告が必要な車両)

特殊車の種類	自動車の構造及び原動機	要件
大型特殊自動車	最高速度が35km/h以上の車両	ナンバーの取得については陸運局へお尋ねください。 また、陸運局への登録の有無にかかわらず、償却資産(固定資産税)の申告が必要

※ 道路運送車両法第3条で定める「大型特殊自動車」は、主に建設等のための機械として車両や無限軌道等をもって陸上を移動することが可能となっていますが、自動車税の課税客体ではなく、固定資産税(償却資産)の課税対象となります。

※ 販売証明(農耕車両の取得年月及び価格が分かるもの)、印鑑を持参のうえお手続きをお願いします。(本人以外がお手続きされる場合は委任状が必要)

下記はトラクターに関する各種法令の、主な規制対象の一例です。

法律の名称	① 道路運送車両法	② 道路交通法	③ 道路法	④ 地方税法
主な規制対象	車 両	運転者	車 両	車両の所有者
主な規則	車両の保安基準	運転免許	特殊車両運行許可	ナンバープレートの取付

①道路運送車両法

自動車の装備や検査などが定められた法令です。道路を走行する農耕車を構造や検査などによって、大型特殊自動車・小型特殊自動車に種別しています。

車両区別	全長	全幅	全高	総排気量	最高速度	車検
大型特殊自動車	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h 以上	必要
小型特殊自動車	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h 未満	不要

※免許区分の「大型特殊自動車免許」「小型特殊自動車免許」とは異なります。

②道路交通法

交通ルールや運転免許などが定められた法令です。道路を走行するためには、免許区分に応じた運転免許証の携帯が必要です。農耕用自動車としては、「大型特殊自動車免許(農耕車限定を含む)」「小型特殊自動車免許」があります。

免許区分	全長	全幅	全高	最高速度
大型特殊自動車免許	特殊な構造のもので、特殊な作業に使用する自動車 <small>で小型特殊自動車以外のもの</small>			
小型特殊自動車免許	4.7m 以下	1.7m 以下	2.0m 以下	時速 15km 以下

③道路法

道路の定義から整備手続き、管理や費用負担、罰則まで定めた道路に関する法令です。一定の大きさや重量を超える車両を通行させる時には道路管理者へ特殊車両通行許可の申請を行い、許可証を得る必要があります。

車両諸元	全長	全幅	全高	重さ	最小回転半径
制限値(最高限度)	12m 以下	2.5m 以下	3.8m 以下	総重量 20t 以下	12m 以下

④地方税法

車両区別	税 申 告
大型特殊自動車	市町村への償却資産の申告が必要(毎年1月末日までに)
小型特殊自動車	市町村への標識交付申請及び標識取付けが必要。(道路を走行するしないに関わらず所有している小型特殊自動車全て)

※農耕用車両で道路を走行する場合、各種法令を遵守していることを確認してください。